平成２２年（フ）第１７３１号
埼玉県北本市本町５丁目114番地１　メゾン・ド・エル201、旧住所埼玉県北本市中央３丁目12番地
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４３号
さいたま市浦和区本太５丁目36番６号
債務者　石井日出子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６５号
さいたま市南区大字大谷口5019番地　コーポナミキＡ201号室
債務者　額賀　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７８号
さいたま市西区大字指扇325番地52
債務者　下田平かな江
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８３号
埼玉県桶川市末広３丁目３番23号　サンピア町田102号
債務者　手塚　一夫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８９号
埼玉県川口市前川２丁目31番15号　東陽ハイツ201号
債務者　長谷　利博
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９３号
埼玉県蕨市錦町１丁目１番28号　レオパレスセルシス103号
債務者　相馬　幸司
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０１号
埼玉県戸田市喜沢１丁目27番地の４　ＡＺプランニング101号室
債務者　上村　訓子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１０号
さいたま市緑区道祖土４丁目21番１―111号
債務者　黒須　茂樹
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５１２号
長崎県長崎市麹屋町５番32号　エールハイム301号
債務者　里村　留美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１５号
長崎県長崎市田上１丁目２番29号　岡村アパート201、旧住所石川県金沢市寺中町ホ25番地１
債務者　牧野　　純
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
長崎県長崎市田上１丁目２番29号　岡村アパート201、旧住所石川県金沢市寺中町ホ25番地１
債務者　牧野　尚佳
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６１１号
北海道石狩市花川南４条１丁目150番地　シティハイムエクセレントⅢ102号
債務者　星川あづみ
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７２７号
札幌市西区西野９条８丁目５番11号
債務者　梅田　典妥
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７５９号
北海道江別市野幌町62番地の14
債務者　島田安三郎
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０４６号
札幌市中央区南９条西12丁目１番２号　理容ロンシャンみやこし
債務者　宮越　福男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１５１号
札幌市東区北41条東20丁目１番20―206号
債務者　奥田　良平
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで札幌地方裁判所民事第４部